

事業ごみ（事業系一般廃棄物）の 現状と削減への取り組み

倉敷市 環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課

R1.11.29

本日の内容

- ▶ 事業ごみとは ～事業ごみの処理責任～
- ▶ 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の違い
- ▶ 倉敷市の事業ごみの現状
- ▶ 倉敷市の事業系一般廃棄物の削減への取組

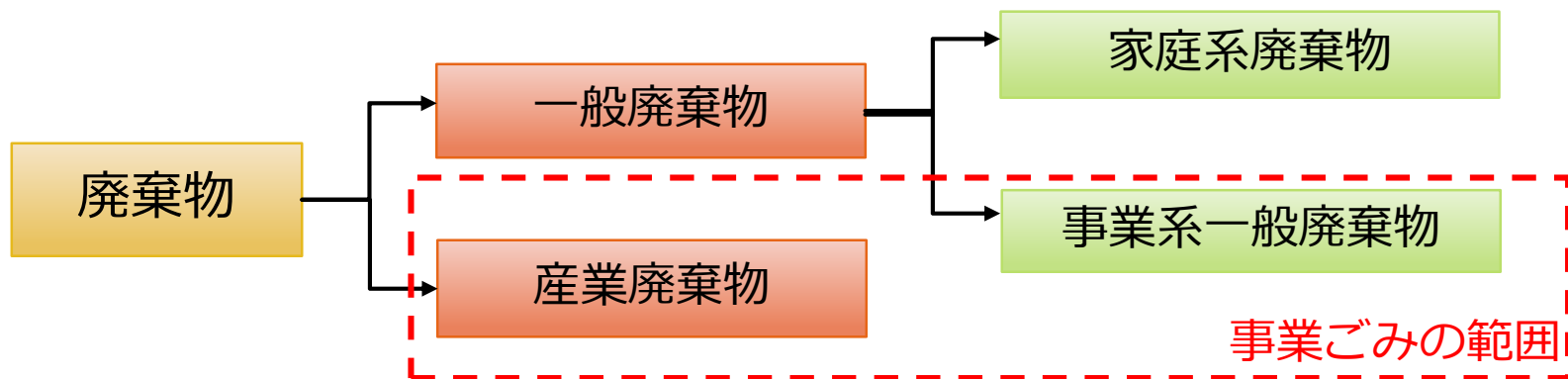
倉敷市一般廃棄物処理基本計画

- ▶ 倉敷市では、一般廃棄物処理基本計画（通称「くらしキック20～ごみ減量への挑戦～」）で平成19年度と比較して令和6年度までに、「ごみの排出量（資源ごみを除く）を20%以上減量」、「リサイクル率を10%以上増加」、「最終処分率は2%台を維持」することを目標としています。
- ▶ この計画は、倉敷市のごみを適正に処理するための基本的な考え方や目標、そして、その目標を達成するため施策、並びに目標達成に向けての市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明らかにしたもので、倉敷市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。
- ▶ 『くらしキック20』名称の由来 → 「くらしき」で「暮らし」の中から「20%」のごみを減量「キック」する。

1 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状

（1）事業ごみとは

- ▶ 事業活動に伴って生じたごみは「事業ごみ」と呼ばれ、一般家庭から排出されるごみとは排出の方法が異なっています。
- ▶ 事業活動とは、店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、社会福祉施設、官公署等が行う公共サービス等の活動も含まれます。
- ▶ 事業ごみは大きく分けて「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とに区分され、それぞれ適正な処理方法が定められています。事業ごみのなかには、分別することで「資源化物（資源物）」となるものも含まれています。



1 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状

（2）事業ごみの処理責務

- ▶ 事業ごみは事業者自らが、収集運搬業者や処分業の許可を受けた業者にそれぞれ処理を委託するか、もしくはごみ処理施設へ自己搬入するか、自己処理する方法があります。

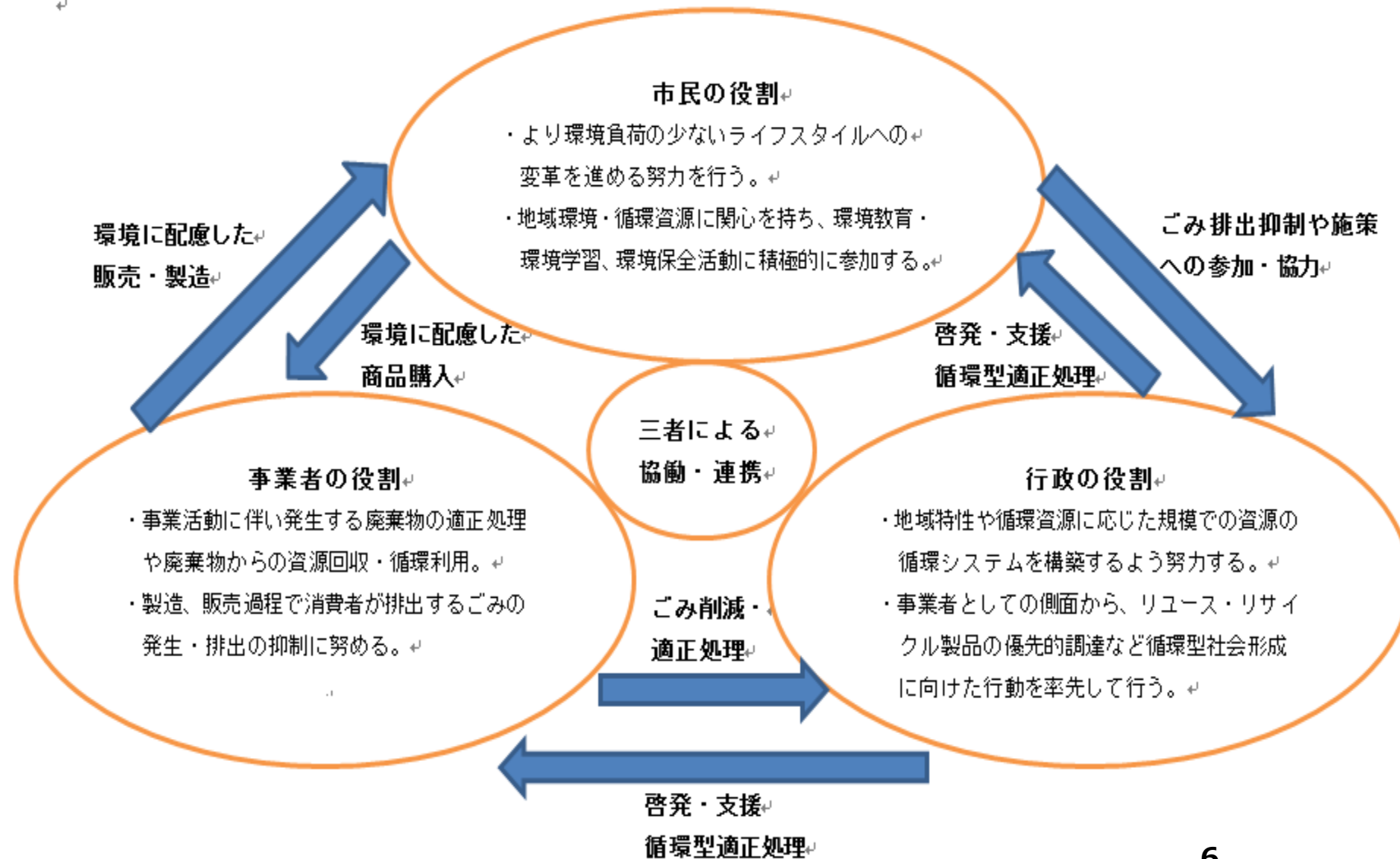
～事業者の責務～

排出者処理責任の原則

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項」において、
「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、**自らの責任において適正に処理しなければならない。**」とされています。
- 「倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条第1項」において、
「事業者は、その事業活動に伴って生ずる廃棄物の**排出を抑制し、再利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、自ら廃棄物を適正に処理しなければならない。**」とされています。

1 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状

（3）市民・事業者・行政の役割～



産業廃棄物とは

- ▶ 事業活動に伴って生じたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められた20種類の品目を産業廃棄物といいます。

全ての事業活動から発生するもの	①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鋳さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
排出する業種が限定されるもの（注）	⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体
⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの。	

- ▶ （注）それぞれ該当する業種は以下のとおり。⑬建設業、パルプ製造業、製紙業など。⑭建設業、木材製造業、木製品製造業など。また、貨物流通用の木製パレットなど。⑮建設業、繊維工業に係る天然繊維。⑯食料品製造業、医薬品製造業など。⑰と畜場、食鳥処理場。⑱畜産農業。

産業廃棄物の例



→ 廃プラスチック類



→ 廃プラスチック類



→ 廃油 (容器は素材による)



→ 廃プラスチック類



→ 金属くず



→ ガラスくず、陶磁器くず

事業系一般廃棄物とは

- ▶ 事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物に該当しないごみを事業系一般廃棄物といいます。

資源化物（資源物）とは

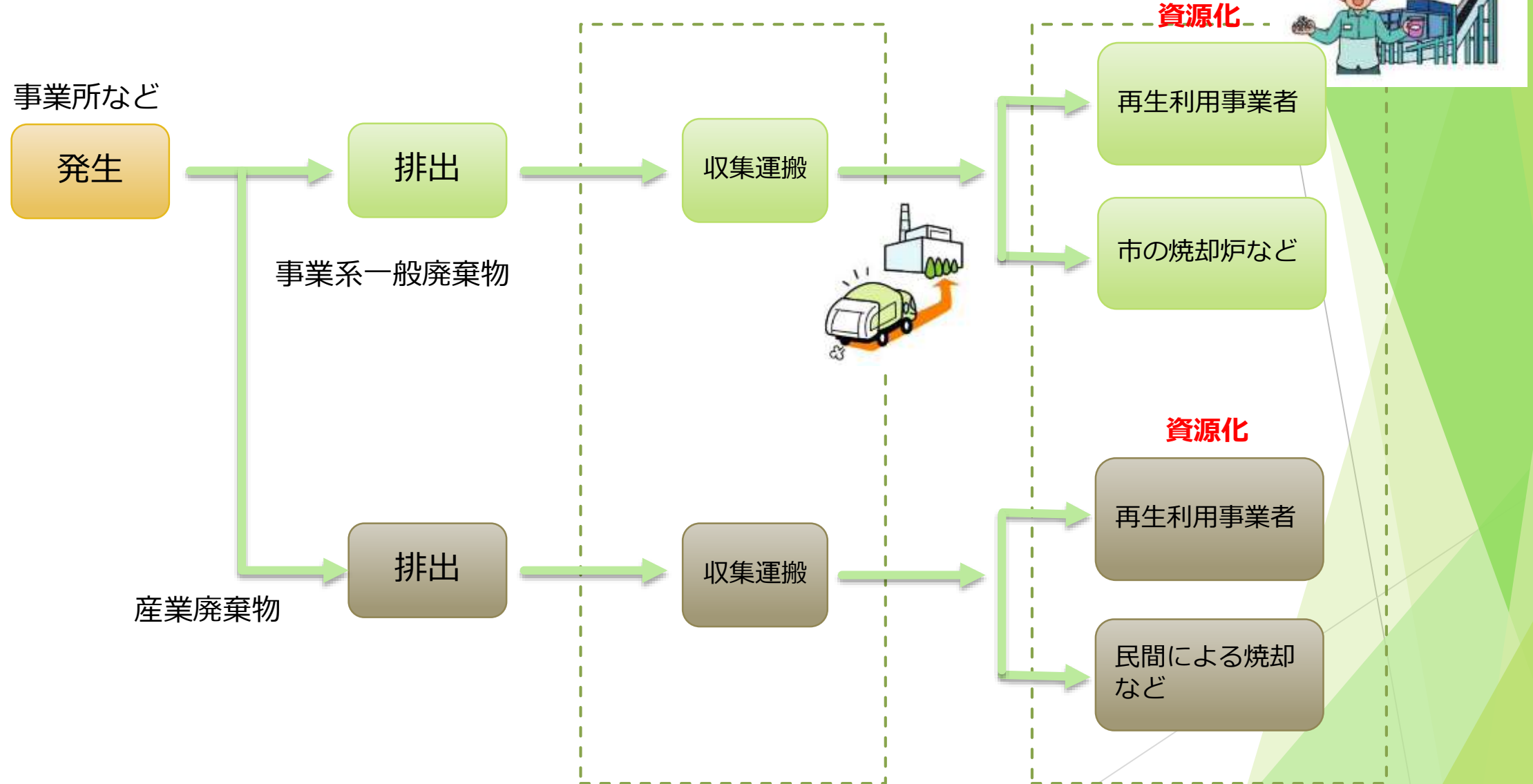
- ▶ 事業系一般廃棄物の中には、古紙類、厨芥類（生ごみ）、剪定枝、布類などの資源化できるものが含まれています。分別することでごみの減量化が図れます。



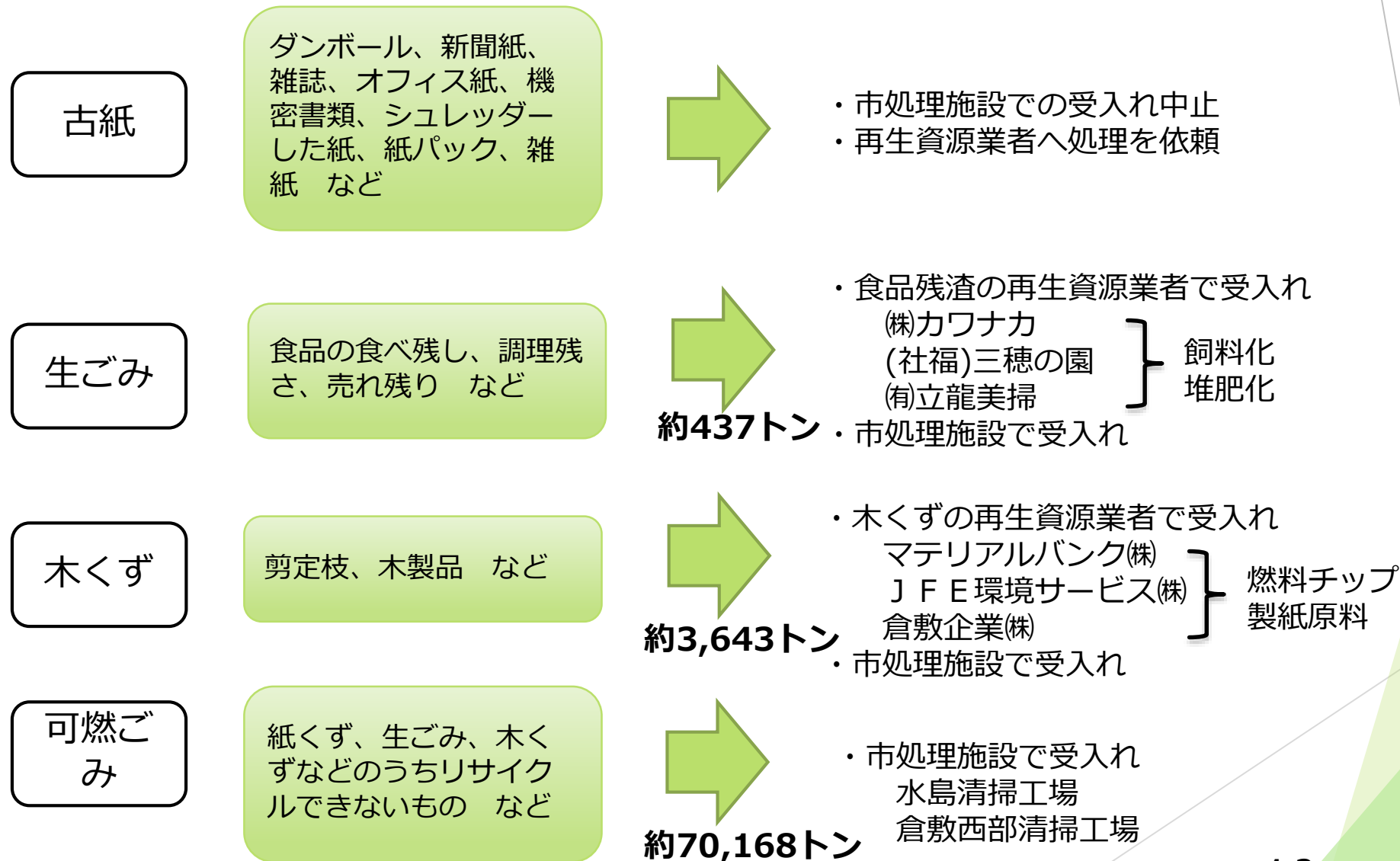
事業系一般廃棄物の例



倉敷市での事業ごみの処理の流れ

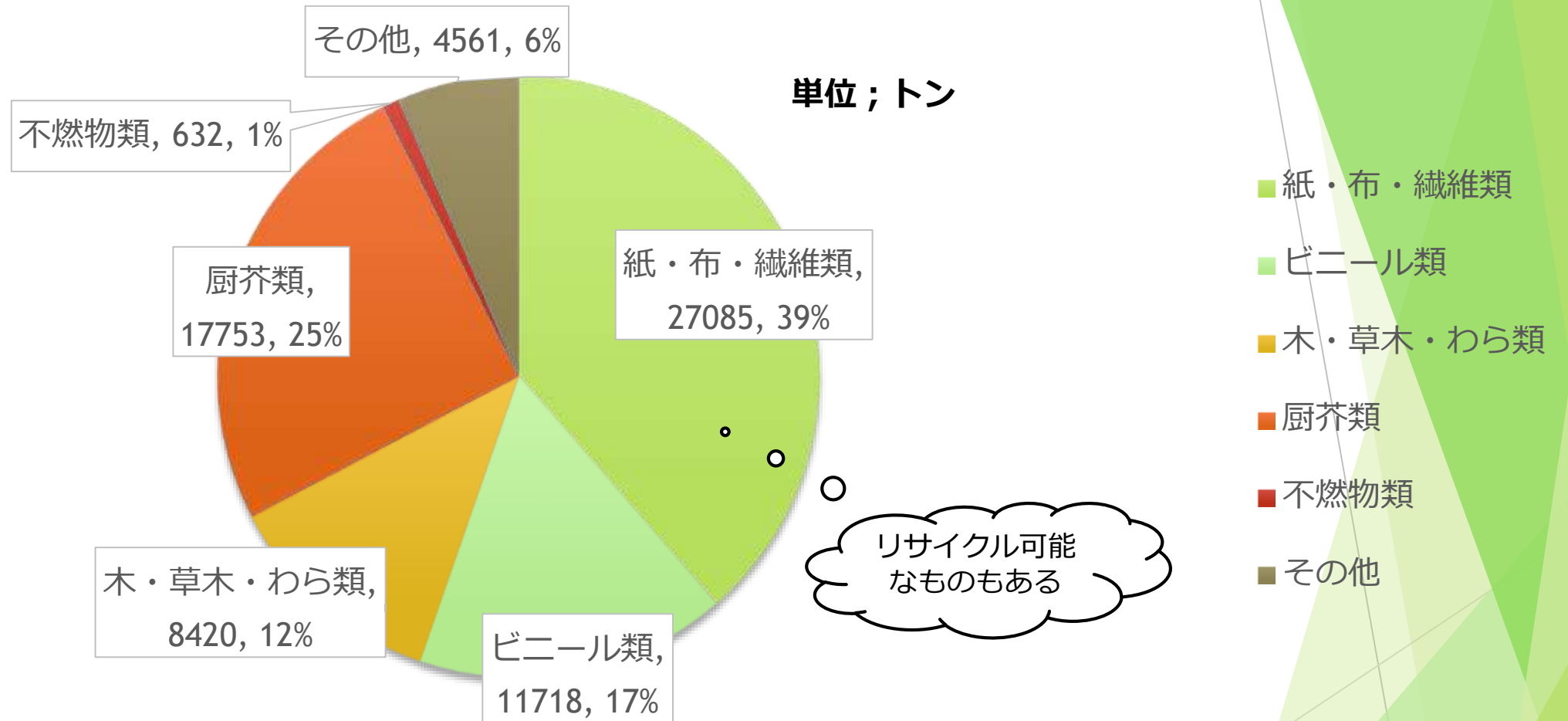


倉敷市での事業系一般廃棄物と資源化物の処理について



事業系一般廃棄物の中には、資源化できるものが含まれており、分別を徹底し、できる限り資源化するよう努めています。併せて、産業廃棄物の適正処理の推進にも努めています。

倉敷市の事業系一般廃棄物の性状（可燃ごみ）

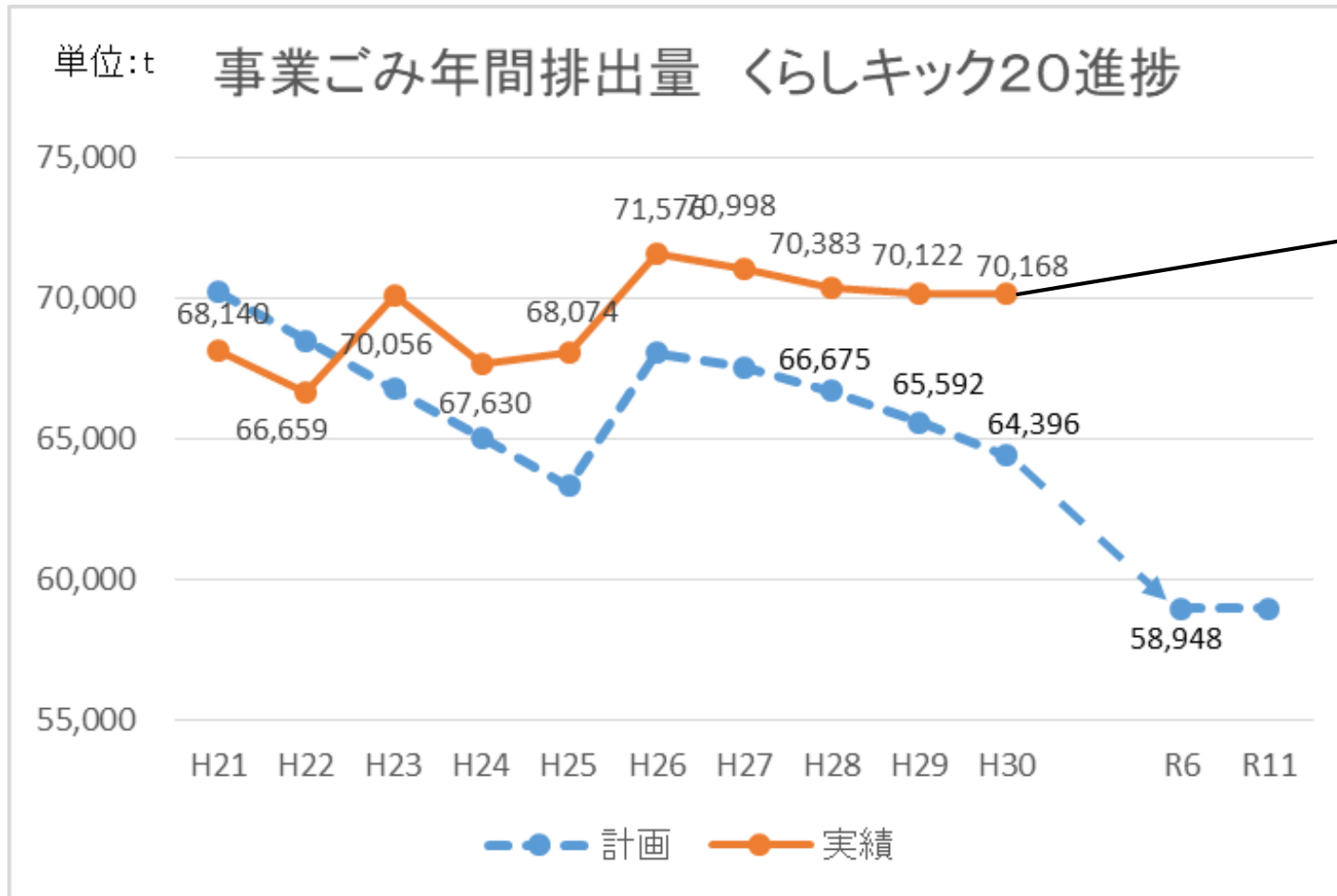


事業系一般廃棄物（市の清掃工場搬入分）全体 70,168 トン

※各ごみ量については、組成分析結果の各ごみ種毎の割合から推計したもの（平成30年度実績）

1 事業ごみ（事業系一般廃棄物）の現状

（4）事業ごみ（事業系一般廃棄物）の排出量



事業ごみは目標達成までかなりの減量が必要

▶ 事業系一般廃棄物の排出量が現時点で目標値と約5.7千トンの乖離がある。

2 事業ごみ（事業系一般廃棄物）削減への主な取り組み

（1）排出抑制対策

ア 事業系一般廃棄物の搬入物検査

- ▶ 事業ごみの受け入れ時に資源化物や不適正廃棄物の混入を確認する搬入物検査の回数を平成28年度から月5回（年間60回）に増やし、不適正な排出業者に対して指導を強化しています。
- ▶ また、高感度カメラを使い、ダンボール等の資源化物やプラスチック類等の産業廃棄物の不適正処理などの検査を強化しています。

＜検査車両＞	平成28年度	963台
	平成29年度	1,046台
	平成30年度	221台
	（7月豪雨災害以降中止）	
令和1年度	470台	
		（10月までの実績）



不適正排出の実態（1 / 4）・・・資源化物の混入



▶ ダンボールの混入



▶ シュレッダーごみの混入



▶ 雑誌の混入

資源化物として
リサイクル可能

不適正排出の実態（2 / 4）・・・産業廃棄物の混入



▶ 発泡スチロールの混入



▶ プラスチック製品の混入



▶ 空き缶の混入

不適正排出の実態（3 / 4） ・ ・ ・ 産業廃棄物の混入



▶ 傘と蛍光管の混入



▶ 建設廃材の混入



▶ ゴム手袋の混入
→ 廃プラスチック



不適正排出の実態（4 / 4）・・・行政処分 の例（一般廃棄物対策課所管分）



廃プラスチック（産業廃棄物）の
適正処理違反

廃プラスチック（産業廃棄物）の
投入による焼却炉の停止の危険
（クレーンオペレーターにより事
前に回避）

廃プラスチック（産業廃棄物）の
投入による焼却炉の停止

イ 資源化物（ダンボール専用）の仮置場の設置

- ▶ 各清掃工場で実施している搬入物検査において、再生利用可能なダンボール等が燃やせるごみに混入している状況が散見され、運転者等に口頭指導していますが、一部の事業者ではごみの分別の改善が見受けられておりません。
- ▶ このため、ダンボール等の混入を防ぐため、搬入物検査での指導を強化するとともに、許可業者が資源回収ルートの見直しを行う当面の間、各清掃工場に資源化物（ダンボール専用）回収ボックスを設置することとしました。



水島清掃工場及び西部清掃工場に設置

ウ 排出事業者への訪問指導（大規模店舗など）

平成5年度から、毎年、多量の一般廃棄物を排出する事業所に対して一般廃棄物減量資源化計画書の提出を求め、事業所訪問を行い、事業の種類・形態等に合わせて、効率的な分別方法の提案や啓発資料（レッツスリム等）により適正処理の指導を行っています。



▶ 職員による分別指導



▶ 分別を細分化



21 ▶ 適正分別された例

2 事業ごみ（事業系一般廃棄物）削減への取り組み （2）再資源化対策

ア 市ごみ焼却処理施設での紙類原則焼却中止

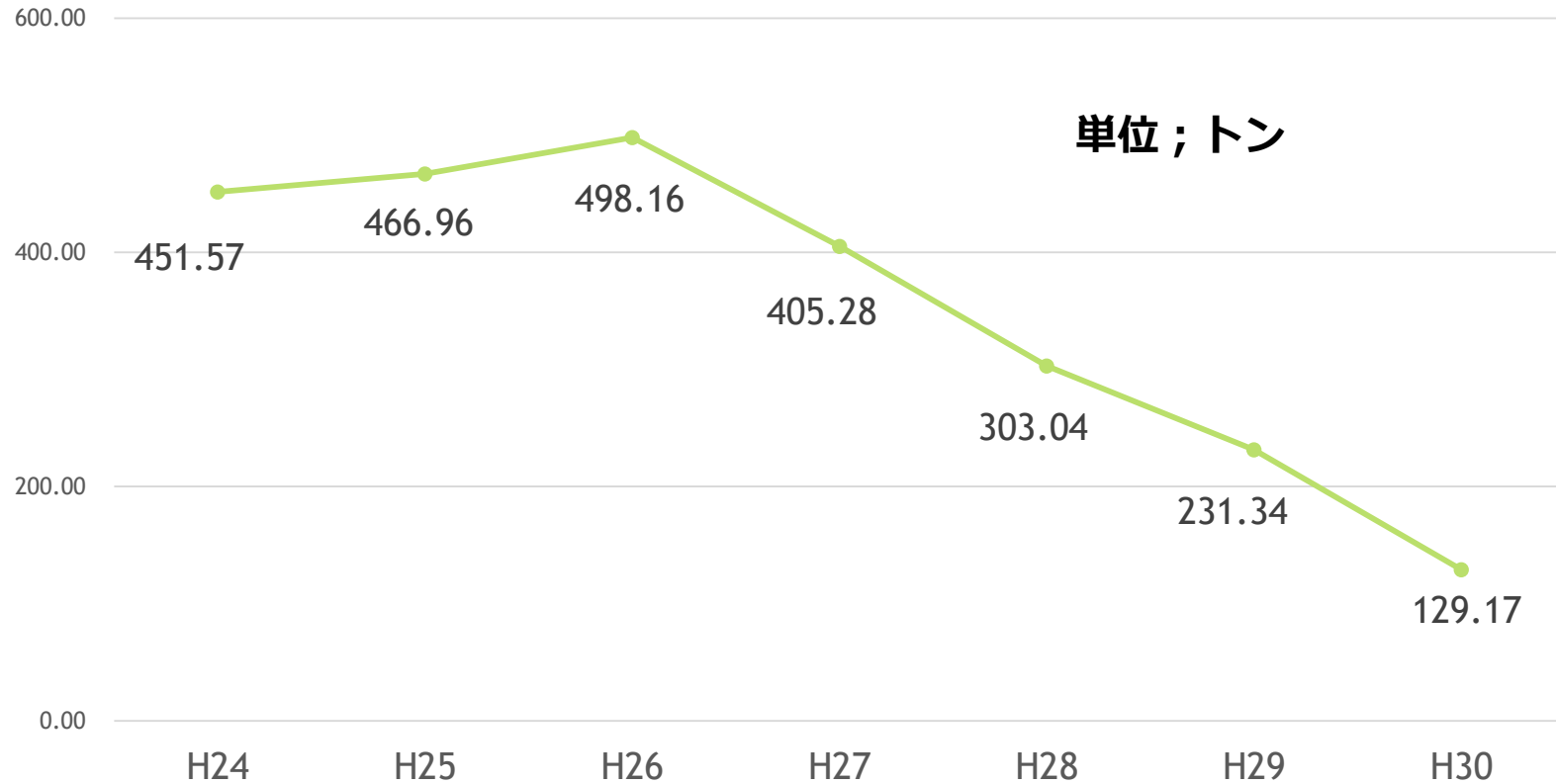
平成10年4月1日から、事業ごみの減量とリサイクルの徹底を目的に、事業ごみのうち、リサイクル可能な紙類については、市ごみ焼却処理施設での受け入れを中止しました。

イ 東部埋立事業所への事業系びん・缶の搬入停止

平成28年度から、ごみの再資源化の推進、埋立処分経費の削減、東部埋立事業所の長寿命化を目的に、東部埋立事業所へ搬入されている事業所等から排出される「びん・缶」の搬入停止を推進し、平成30年5月にすべての許可業者について適正な処理ルートへ誘導することができました。



▶ 東部埋立事業所処理量（許可業者搬入量）



東部埋立事業所での事業系ごみの処理量は、平成27年度から毎年減少し、経費削減・再資源化の推進とともに施設の延命化（長寿命化）にも寄与しています。

2 事業ごみ（事業系一般廃棄物）削減への取り組み (3) 環境教育

ア 事業者への出前講座

イ 事業者との意見交換会
(ごみトーク)



事業系一般廃棄物減量化を目的に、事業所へ出向き、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違いや事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入防止等を重点的に説明しています。